

令和7年度JAS認証工場資格者養成支援事業費補助金公募要領

1 趣旨

本要領は、令和7年度JAS認証工場資格者養成支援事業費補助金における事業計画の公募について定めるものであり、事業の実施についてはJAS認証工場資格者養成支援事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

2 事業内容、補助金額等

(1) 補助の対象者（申請者）

補助の対象者（以下、「事業実施主体」という。）は、別表1に定めるJAS認証を取得済み又は認証を取得予定の三重県内の事業者（国及び地方公共団体を除く。）で、以下の条件をすべて満たす者とする。

ア 補助金以外の経費について、資金調達が確実であること。

イ 「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げるいずれかに該当する者でないこと。

ウ JAS認証を取得予定の事業者の場合は、令和9年3月31日までに別表1に定めるJASのうちのいずれかの品目の認証を取得すること。

(2) 補助対象経費及び補助の条件

補助対象経費は、別表2に定める研修の受講料とし、以下の条件を全て満たすこととする。

なお、新規研修、更新研修は問わない。

ア 三重県内に勤務する従業員が受講すること。

イ 補助対象となる研修に合格し、修了証書等を提示できること。

ウ 研修受講料について事業実施主体の負担であること。

エ 補助対象経費で国等の他の補助金等を取得していないこと。

オ 実施要領8（2）に定める期限までに事業が完了し、かつ、領収書や振込証明書等で補助対象経費の支払いを証することが可能であること。

(3) 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする

- ・消費税及び地方消費税
- ・交付決定前に受講した研修受講料
- ・旅費、宿泊費、食費

(4) 補助率及び補助上限額

県の予算の範囲内において、補助対象経費の3分の1の額以内を補助する。

3 提出書類

No.	書類の種類	様式の種類
1	J A S 認証工場資格者養成支援事業費補助金 申請書	様式第 1 号
2	J A S 認証工場資格者養成支援事業費補助金 実施計画書（成績書）	様式第 2 号
3	申請研修一覧表	様式第 3 号
4	申請する研修の案内等の写し	—
5	事業実施主体の定款	—

4 事業申請書等の提出期限等

(1) 提出期限：令和 8 年 3 月 2 日（予算額の上限に達した時点で、事業計画書等の受付を終了する）

(2) 提出は持参、郵送又は電子メールによるものとし、郵送又は電子メールの場合は電話にて到着を確認すること（FAX による提出は受け付けないこととする）。

持参の場合は三重県の開庁時間（土日祝を除く 8 時 30 分～17 時 15 分）内に限ります。郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付すること。

(3) 事業申請書等の提出場所及び事業の内容・書類作成等に関する問合せ

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 森林・林業経営課（県庁 6 階）

電 話：059-224-2565

メール：shinrin@pref.mie.lg.jp

(4) 提出部数：各 1 部（郵送又は持参の場合）

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 提出した事業計画書等は返却しない。

イ 事業計画書等に虚偽の記載をした場合は無効とする。

ウ 応募要件を有しない者が提出した事業計画書等は無効とする。

エ 事業計画書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

別表１（公募要領２（１）関係）

公募要領２（１）で定める補助の対象とするＪＡＳは以下のとおりとする。

品目	区分
目視等級区分構造用製材	構造用製材
	人工乾燥構造用製材
	天然乾燥構造用製材
機械等級区分構造用製材	機械等級区分構造用製材
枠組壁工法構造用製材	枠組壁工法構造用製材（ＭＳＲ枠組材を含む）
	人工乾燥枠組壁工法構造用製材

※タイプＡ、Ｂは問わない

別表２（公募要領２（２）関係）

公募要領２（２）で定める補助の対象とする研修は以下のとおりとする。

主催者	研修
一般社団法人 全国木材検査・研究協会	製材等の製造業者（取扱業者）の認証に係る品質管理担当者等資格者養成及び資格の更新研修会 ※国内各ブロックで開催される研修会を含む
	枠組壁工法構造用製材の製造業者（取扱業者）の認証に係る品質管理担当者等資格者養成及び資格の更新研修会